

### 税務関係書類の電子化・自動化

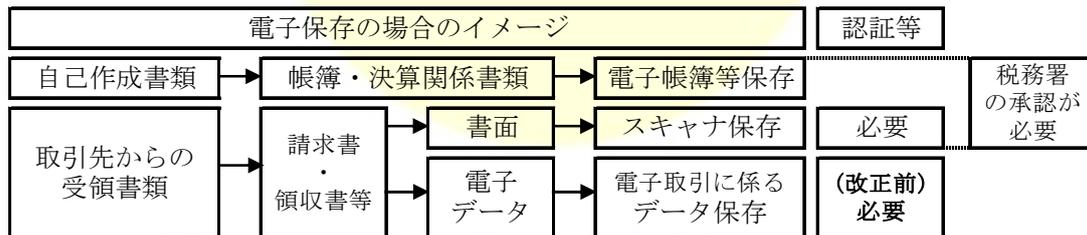
**Q**：帳簿書類の電子化によるペーパーレス化を考えています。10月から電子帳簿保存法が改正されたようですが、どのような内容ですか。

**A**：要件緩和で取り組みやすく

2020年10月に改正電子帳簿保存法が施行され、領収書・請求書等のデータ保存の要件が緩和されました。

#### 1. 改正電子帳簿保存法

**(1)税務関係書類の保存の類型（改正前）**：電子取引による請求書等をデータ保存する場合、改正前は請求書等の受領者側で特別な認証（タイムスタンプ）等の厳しい要件があり、普及が進んでいませんでした。



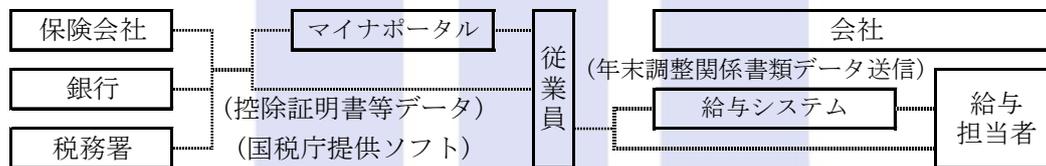
**(2)改正の内容**：①ユーザー（請求書等の受領者）が自由にデータを改変できないシステム（クラウド等）を利用、又は②請求書等の発行者がタイムスタンプを付与することに、要件が緩和されました。



**(3)影響と対応策**：経費精算業務の効率化を期待でき、例えば、キャッシュレス決済のデータを電子化・自動化することを検討。

#### 2. 年末調整手続も電子化・自動化

**(1)電子化のイメージ**：2020年分の年末調整手続から電子化が可能です。電子化は段階的な導入もでき、例えば、控除証明書等は従来通り書面提出し、年末調整関係書類はソフトで作成・提出することも可能です。



なお、従業員が会社に年末調整関係書類をデータ送信する場合は、事前に税務署の承認が必要です。

**(2)影響と対応策**：検算や書類保管に伴う負担軽減を期待でき、段階的な導入も検討。

今後の押印廃止の動向にもご注目下さい。